

## 新エネルギー等発電からの余剰電力購入のご案内

平素は、格別のお引き立てにあずかり、誠にありがとうございます。

さて、当社はエネルギーの有効利用および地球環境保全の観点から、余剰電力購入を通じて、新エネルギー等発電設備の普及促進に協力しておりますが、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」の施行により、平成20年4月より、購入条件を次のとおりいたします。

### 1. 適用対象

九州電力の供給区域の、RPS法の認定を受けた新エネルギー等発電設備、もしくは、受けることが可能な新エネルギー等発電設備。

### 2. 購入単価

「新エネルギー等電気」（「電気」＋「新エネルギー等電気相当量」）を購入する場合は、個別に協議させていただきます。

太陽光発電設備は、「太陽光発電からの余剰電力購入のご案内」により取り扱います。

なお、「電気」のみ購入する場合（RPS法の認定を受けていない場合を含みます）は、以下の単価となります。また、料金は以下の単価で計算した金額に、消費税等相当額を加算したものといたします。

#### (1) 風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備

購入電力量1キロワット時につき、次のとおりいたします。

購入単価	4円00銭
------	-------

#### (2) バイオマス発電設備等

購入電力量1キロワット時につき、次のとおりいたします。

季節区分・時間帯区分	夏季昼間	その他季昼間	夜間
購入単価	5円80銭	5円10銭	2円90銭

季節区分および時間帯区分は、特定規模需要標準供給条件の「業務用(産業用)季別電力A」に準じます。

なお、ピーク時間帯は夏季昼間単価を適用します。

### 3. 電力系統への連系

(1) 電力系統への連系は、「電気設備の技術基準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、及び当社「系統アクセス基準」、「配電系統連系基準」によります。

(2) 電力系統への連系に伴い、特段の系統対策が必要な場合は連系できないことがあります。

### 4. 計量器・保護装置等の費用負担

(1) 計量器および系統連系に伴う保護装置については、お客さまの負担で設置していただきます。なお、太陽光発電設備は、「太陽光発電からの余剰電力購入のご案内」により取り扱います。

(2) バイオマス発電のお客さまの計量器については、季節区分および時間帯区分ごとの計量が可能なものとしていただきます。

(3) 電力購入に伴い当社設備の改修が必要な場合は、改修費用をお客さまに負担していただきます。

### 5. その他

(1) 関係法令の改正や当社火力燃料費の大幅な変動その他の事情により、購入単価を見直すことがあります。

(2) 風力発電については、電力系統への影響を検討する必要があることから随時の受入れは行わず、あらかじめ募集時期をお知らせします。

(3) バイオマス発電については、「自家発電からの余剰電力購入のご案内」により取り扱うことがあります。

### 6. 実施時期

平成20年4月1日から



ずっと先まで、明るくしたい。